



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年11月26日月曜日 第2423号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....	1054
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	1054
公共測量の実施の通知.....	1054
土地改良区役員の就退任の届出.....	1054
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1055

公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表.....	1055
-------------------------	------

告 示

○愛媛県告示第1388号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)第3条第1項の規定により、平成24年11月12日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成24年11月26日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
35	愛媛県猟友会 城南支部 瀧尾昇	1 売りさばき人住所 松山市森松町909-2	1 売りさばき人住所 松山市久米窪田町205-5
		2 代表者氏名 瀧尾昇	2 代表者氏名 寺川勲雄
		3 売りさばき所 松山市森松町909-2	3 売りさばき所 松山市西石井2-11-24

○愛媛県告示第1389号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成24年11月26日

愛媛県知事 中村時広

片山A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	町 村	字	地 番	標 柱
今治市	吉海町	名	360番	1号
			346番	2号
			347番	3号
			413番	4、5号
			411番	6号
			398番	7号

片山B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	町 村	字	地 番	標 柱
今治市	吉海町	名	441番	1号
			440番	2号
			433番	3号
			501番	4号
			558番	5号
			464番	6、7号
			465番	8号
			469番	9号
			452番	10号
			446番	11号
			442番	12号

○愛媛県告示第1390号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年11月26日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量(1級基準点測量)
- 作業期間 平成24年11月26日から平成25年3月29日まで
- 作業地域 西条市小松町新屋敷地域、玉乃江地域

○愛媛県告示第1391号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年11月26日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

就任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 田 達 彦	西条市禎瑞175番地
"	石 川 安 政	西条市禎瑞321番地
"	岩 本 秀 則	西条市禎瑞311番地
"	福 田 豊 幸	西条市禎瑞576番地
"	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	安 藤 一 仁	西条市禎瑞605番地2
"	高 橋 昇	西条市禎瑞676番地
"	宮 武 益 男	西条市禎瑞670番地
"	白 石 充	西条市禎瑞929番地

"	岡本省三	西条市氷見丙64番地 2
"	越智易孝	西条市樋之口109番地
"	高橋豊重	西条市朔日市615番地
監事	伊藤康	西条市氷見丙65番地 8
"	黒川治	西条市禎瑞616番地
"	井上一夫	西条市禎瑞686番地

受験番号
1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	福田達彦	西条市禎瑞175番地
"	石川安政	西条市禎瑞321番地
"	岩本秀則	西条市禎瑞311番地
"	福田豊幸	西条市禎瑞576番地
"	伊東章	西条市禎瑞618番地
"	安藤一仁	西条市禎瑞605番地 2
"	高橋昇	西条市禎瑞676番地
"	宮武益男	西条市禎瑞670番地
"	白石充	西条市禎瑞929番地
"	岡本省三	西条市氷見丙64番地 2
"	越智易孝	西条市樋之口109番地
"	高橋豊重	西条市朔日市615番地
監事	伊藤康	西条市氷見丙65番地 8
"	黒川治	西条市禎瑞616番地
"	井上一夫	西条市禎瑞686番地

○愛媛県告示第1392号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・道町地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年11月26日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・道町地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成24年11月27日から12月25日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居庁舎

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表について

平成24年11月9日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成24年11月26日

愛媛県知事 中村時広